

平成20年第3回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成20年9月26日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第43号 本巢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第44号 本巢市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第45号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第46号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第47号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第48号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第49号 本巢市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第50号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第51号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第52号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第13 議案第54号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第55号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第56号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第57号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第58号 平成20年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 認定第1号 平成19年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第19 議案第59号 動産の買入について
- 日程第20 発議第11号 本巢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 発議第12号 本巢市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第22 常任委員会委員の選任について
- 日程第23 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第43号 本巢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

について

- 第4 議案第44号 本巣市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第45号 本巣市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第46号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第47号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第48号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第49号 本巣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第50号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第51号 本巣市税条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第52号 市道路線の認定及び廃止について
- 第13 議案第54号 平成20年度本巣市一般会計補正予算（第2号）について
- 第14 議案第55号 平成20年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第56号 平成20年度本巣市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第57号 平成20年度本巣市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第58号 平成20年度本巣市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第18 認定第1号 平成19年度本巣市水道事業会計決算について
- 第19 議案第59号 動産の買入について
- 第20 発議第11号 本巣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 発議第12号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 追加日程第1 議長辞職の許可について
- 追加日程第2 議長の選挙について
- 第22 常任委員会委員の選任について
- 第23 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第3 議会だより編集特別委員会委員辞職の許可について
- 追加日程第4 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 追加日程第5 議案第60号 本巣市監査委員の選任について
- 追加日程第6 もとす広域連合議会議員選挙について
- 追加日程第7 閉会中の継続審査の申出書について

出席議員（20名）

1番 黒田芳弘

2番 船渡洋子

4番 臼井悦子

5番 高田文一

6番 高橋勝美
8番 道下和茂
10番 中村重光
12番 若原敏郎
14番 後藤壽太郎
16番 大熊和久子
18番 戸部弘
20番 遠山利美

7番 安藤重夫
9番 浅野英彦
11番 村瀬明義
13番 瀬川治男
15番 上谷政明
17番 大西徳三郎
19番 高橋秀和
21番 鵜飼静雄

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	鷺見良雄
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	藤原俊一
健康福祉部長	村瀬光廣	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	杉山勝美	会計管理者	矢野博行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	河合重光	議会書記	安藤正和
議会書記	川口直紀		

開議の宣告

○議長（瀬川治男君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（瀬川治男君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号21番 鵜飼静雄君と1番 黒田芳弘君を指名いたします。

日程第 2 諸般の報告

○議長（瀬川治男君）

日程第 2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

総務企画委員会から諸般の報告をさせていただきます。

9月18日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名（議長を含む）が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、鷺見総務部長、高田企画部長、山田根尾総合支所長、矢野会計管理者ほか関係職員の出席を求め、付託案件9件の審査、協議案件5件について慎重に協議いたしました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号の審査、協議案件、議案第54号の協議をいたしました。

続いて、企画部関係の協議案件、議案第54号についての協議をいたしました。

また、地方自治法の一部を改正する法律に伴う議会関係の例規整備として、本巣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について及び本巣市議会の会議規則の一部を改正する規則についての協議をいたしました。

議会改革検討委員会から、各常任委員会の方でお願いがありました議会改革について、各委員から御意見等をお聞きして、協議をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（瀬川治男君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

9月19日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催しました。

委員会には委員7名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、白木教育長、藤原市民環境部長、村瀬健康福祉部長、杉山教育委員会事務局長のほか関係職員の出席を求め、協議案件8件の協議について慎重に審査いたしました。

午前中、耐震対策についての現状把握のため、真正中学校、外山小学校、本巢保育園、席田小学校の現地視察を行いました。

午後1時から、健康福祉部関係の協議案件、議案第54号の協議をいたしました。

続いて、教育委員会関係の協議案件、議案第54号の協議をいたしました。

市民環境部関係につきましても、協議案件、議案第55号、議案第56号並びに斎場について、リサイクルセンターについて、動産の買入れ（根尾診療所全身用エックス線CT装置）についての協議を行いました。

また、議会改革検討委員会から各常任委員会の方でお願いがありました議会改革について、各委員からの御意見等をお聞きし、協議をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（瀬川治男君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 高橋秀和君。

○産業建設委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、議長の命により産業建設委員会の報告を行います。

9月22日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別委員会室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、山田産業建設部長、杉山上下水道部長、山田林政部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件2件の審査、協議案件4件の協議について慎重に協議いたしました。

午前中、市道路線の認定及び廃止に伴う箇所、また国道157号線門脇バイパス、うすずみ温泉の芝生広場、宝珠ハイツ内の上水道配水管布設工事の現状把握のため、現地視察を行いました。

午後1時15分から、産業建設部、林政部関係の付託案件、議案第52号の審査、協議案件、議案第54号の協議をいたしました。

続いて、上下水道部関係の付託案件、認定第1号の審査、協議案件、議案第57号、議案第58号の協議をいたしました。

また、議会改革検討委員会から各常任委員会の方でお願いがありました議会改革について、協議

をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（瀬川治男君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第43号から日程第11 議案第51号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第3、議案第43号 本巣市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第51号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第43号から議案第51号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

総務企画委員会から、付託案件の協議事項を御報告いたします。

議案第43号 本巣市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、議案第44号 本巣市監査委員条例の一部を改正する条例について、議案第45号 本巣市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第46号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第47号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第48号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第49号 本巣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、議案第50号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上の案件につきまして慎重審査いたしました。特に質疑はありませんでした。

委員会では、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第51号 本巣市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の施行に伴い改正するもので、寄附金控除が所得控除方式から税額控除方式に変更されたことに伴う諸規定の改正、老齢年金等から地方税を特別徴収する税制が創設されたことに伴う諸規定の改正などが主な内容で、委員から公的年金に係る市民税の特別徴収について、65歳以上、18万円以上で所得税、介護保険料等をこれらから差し引いてもなお引き切れるということはどういうことになっているのかとの質問があり、執行部より、基本的な考えとして、年金支給額が18万円以上というのは、介護保険、国民健康保険税額を引く場合と同じ水準として定めており、年金収入のみで148万円以下である場合は、所得割、均等割もかかりません。所得割については155万円まで非課税となり、均等割のみの課税となるのでと説明して、平成20年1月1日現在、65歳以上の課税対象者は4,800人、特別徴収対象者は約3分の1の1,500人と予想、また徴収方法について

は、普通徴収の場合は4期納付であります、特別徴収の場合は6期納付であるなどとの説明がありました。

委員会では、議案第51号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（瀬川治男君）

議案第43号 本巣市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第43号 本巣市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号 本巣市監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第44号 本巣市監査委員条例の一部を改正する条例については、

委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第45号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第46号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第47号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第48号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号 本巣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第49号 本巣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第50号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

本件につきましては、全く前の質疑で幾つかの疑問に思うところを申し上げましたので、あえて今回は質疑を行わずに討論だけをしたいと思います。

今度の市税条例の改正の中で、主な問題は二つあるというふうに思っています。

一つは、これまで俗に金持ち優遇と言われてきた税制が、一部変更がありながらも2年継続するという内容になっているということが一つと、もう一つは、年金天引きが導入されるということがあります。年金天引きについては、今、後期高齢者医療制度における年金天引きに対する反発があって、国の方でもその辺の見直しをしようとか、いろんな論議がされております。そういうことも考えてみたときに、介護保険料、国民健康保険税、また後期高齢者医療というふうに、どんどん年金天引きが導入されてくる中で、この流れをさらに加速するようなやり方については、高齢者の生活不安を招く大きな要因になっていくだろうというふうに考え、以上の2点をもって反対をせざるを得ないというふうに考えております。以上です。

○議長（瀬川治男君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

いろいろ議論はあると思いますけど、税ということで、いろんな方面で税をこれから検討されていく一環ということですので、基本的には賛成をしていきたいと思っております。

○議長（瀬川治男君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第51号 本巢市税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第52号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第12、議案第52号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

議案第52号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高橋秀和君。

○産業建設委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、議長の命により議案第52号 市道路線の認定及び廃止について御報告を申し上げます。
委員からの主な質疑の御説明をいたします。

委員から、認定について基準はどのようになっているかの質問があり、道路法に基づき、道路の種類として1級道路、2級道路、その他道路に大別され、道路の定義としては、1級道路は市を縦断または横断し、隣接する市町の道路または国・県道に接続した道路、2級道路は1級道路に接続する道路、集落相互を連絡する道路、その他道路は1級道路及び2級道路以外の道路であって、地区内を連絡する公共性のある道路となっていますと説明がありました。

特に報告すべき質疑は、ほかにはありませんでした。

委員会では、議案第52号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告をいたします。

○議長（瀬川治男君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第52号 市道路線の認定及び廃止について、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第54号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第13、議案第54号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第54号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第55号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第14、議案第55号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第55号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 議案第56号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第15、議案第56号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第56号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16 議案第57号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第16、議案第57号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第57号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議案第58号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第17、議案第58号 平成20年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第58号 平成20年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 認定第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第18、認定第1号 平成19年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

認定第1号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高橋秀和君。

○産業建設委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、命により認定第1号 平成19年度本巢市水道事業会計決算について報告をいたします。

詳細な説明後、質疑を行い、委員から、水道料金未収金の回収はどのように行っているかの質問があり、決算におきましては未収金1,129万7,009円、そのうち8月末現在では収入済額429万8,184円、未収金としては699万8,825円となっています。未納者につきましては、初めに督促状、次に給水停止予告通知書、次に給水停止通知書、給水停止との手順で事務手続がなされていると説明がありました。

委員会では、認定第1号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことを報告いたします。

○議長（瀬川治男君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

今回の決算の中で、契約の一覧表を見ておまして、例えば一般土木でいえば、C級、B級、あ

るいはひょっとしたらAにもまたがるような低額から高額まで請け負っている業者がありまして、それがいいとか悪いとか言うつもりはありませんけれども、何となく違和感を持ちました。そういう点について、もしお考えがありましたらお伺いしたいし、委員会でもしありましたらお伺いしたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川治男君）

19番 高橋秀和君。

○産業建設委員会委員長（高橋秀和君）

ただいまの質問のような質疑は委員会でございませんでしたので、執行部から説明をお願いいたします。

○議長（瀬川治男君）

杉山上下水道部長。

○上下水道部長（杉山尊司君）

鵜飼議員の御質問にお答えをいたします。

上水道企業会計につきましても、指名競争入札、一般競争入札につきましては、本巢市の建設工事請負選考委員会で選考をしていただいております。今回このような御意見がございましたので、委員会に報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第1号 平成19年度本巢市水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定されました。

日程第19 議案第59号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第19、議案第59号 動産の買入についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案の追加をお認めいただきましたので、本日提出いたしました追加議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第59号 動産の買入についてでございます。

買入れ物件は、全身用エックス線CT装置の購入でございます。9月10日に指名競争入札を行いまして4,882万5,000円で落札をいたしました。契約の相手方につきましては、岐阜市六条大溝三丁目4番18号、株式会社スズケン岐阜支店、支店長 日高保則氏でございます。

本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

議案第59号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 藤原俊一君。

○市民環境部長（藤原俊一君）

それでは、議案第59号の補足説明をさせていただきます。

今回の動産の購入につきましては、全身用エックス線CT装置でございまして、根尾診療所に導入するものでございます。メーカーにつきましては、日立メディコ、機種はE C L O S 16でございます。

内容としましては、呼吸停止が困難な患者でも比較的楽に撮影ができる、それと時間的にも短縮できる、それと撮影後すぐ確認ができ、急患に対しての威力を発揮するものでございます。このような機種を導入させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 黒田芳弘君。

○1番（黒田芳弘君）

入札執行の一覧表をしてみると、予定金額を超えたものがございしますが、予定価格の公表はされて入札は行われたんですか。

○議長（瀬川治男君）

鷺見総務部長。

○総務部長（鷺見良雄君）

確認をとりますので、暫時休憩をお願いします。

○議長（瀬川治男君）

暫時休憩とします。

午前9時50分 休憩

午前9時55分 再開

○議長（瀬川治男君）

再開します。

答弁を鷺見総務部長、お願いします。

○総務部長（鷺見良雄君）

それでは、1番 黒田議員さんの御質問にお答えをいたします。

今案件について、価格の公表があるかということでございますが、物品関係等については一切価格の公表はしてございません。その結果、予定価格を上回るような形の中で数社入札がされていると考えております。

以上、回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第59号 動産の買入については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午前9時58分 休憩

○議長（瀬川治男君）

再開します。

日程第20 発議第11号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第20、発議第11号 本巣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第11号について、提出者に説明を求めます。

提出者、6番 高橋勝美君。

○6番（高橋勝美君）

本巣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について。

本巣市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年本巣市条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年9月26日、提出者、本巣市議会議員 高橋勝美、本巣市議会議員 遠山利美、本巣市議会議員 中村重光。本巣市議会議員長 瀬川治男様。

本巣市議会の政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明をさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法第100条第12項から第18項までが1項ずつ繰り下げられたため、現行の規定を引用しておりますので、本巣市議会政務調査費の交付に関する条例第1条中の「第100条第13項及び第14項」の規定を、「第100条第14項及び第15項」の規定に改正するものであります。

施行期日は、平成20年9月1日でございます。

以上、御賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（瀬川治男君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

戻ってください。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第11号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第11号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより発議第11号を採決します。
発議第11号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、発議第11号 本巣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21 発議第12号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第21、発議第12号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。
発議第12号について、提出者に説明を求めます。
提出者、2番 船渡洋子君。

○2番（船渡洋子君）

本巣市議会会議規則の一部を改正する規則。

本巣市議会会議規則（平成16年本巣市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第161条第1項中、「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改める。

附則、この規則は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

提案理由、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行に伴い、改正するものである。

発議第12号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則について。

本巣市議会会議規則（平成16年本巣市議会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年9月26日提出、提出者、本巣市議会議員 船渡洋子、賛成者、本巣市議会議員 道下和茂、賛成者、本巣市議会議員 大熊和久子。本巣市議会議長 瀬川治男様。ということで、提案説明をさせていただきます。

発議第12号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則についての提案説明をさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法第100条第12項から第18項までが1項ずつ繰り下げられたため、現行の規定を引用しております本巣市議会会議規則第161条の「法第100条第12項」の規定を「法第100条第13項」の規定に改正するものであります。

施行期日は、平成20年9月1日でございます。

以上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（瀬川治男君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者、議席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第12号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第12号を採決します。

発議第12号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第12号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議事の都合により、ここで暫時休憩といたします。

午前10時08分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（瀬川治男君）

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

このたび、私は一身上の都合により議長の職を辞したいので、ただいま休憩中に議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

お諮りします。ここで議長辞職の許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長辞職の許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

これより私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により除斥のため退場す

ることとし、副議長に交代をいたします。

〔議長退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（中村重光君）

議長不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に協力をお願いいたします。

追加日程第1 議長辞職の許可について

○副議長（中村重光君）

議長辞職の許可についてを議題といたします。

まず、書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（安藤正和君）

議長の辞職願を朗読します。

辞職願。私こと、このたび一身上の都合により、本巣市議会議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。平成20年9月26日、本巣市議会議長 瀬川治男。本巣市議会副議長様。以上です。

○副議長（中村重光君）

お諮りをいたします。瀬川治男君の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、瀬川治男君の議長辞職の許可については、許可することに決定をいたしました。

議長辞職の許可についてが終了しましたので、瀬川治男君の入場を許可いたします。

〔議長入場〕

瀬川治男君に申し上げます。瀬川治男君が議長を辞職することを許可することに決定をいたしました。

瀬川君は登壇し、ごあいさつをお願い申し上げます。

○13番（瀬川治男君）

一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

私のような浅学非才な男が、1年間にわたりまして議員の皆さん、また執行部の皆さんに助けていただきまして、今日まで議会を運営させていただきました。まことに感謝を申し上げるところでございます。

今後におきましては、一議員といたしまして本巣市発展のために、微力でございますけれども、精進いたしたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしくをお願いをいたします。

以上、簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○副議長（中村重光君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りをいたします。ここで議長の選挙を日程に追加し、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことと決定をいたしました。

追加日程第2 議長の選挙について

○副議長（中村重光君）

これより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は20名であり、定足数に達しております。

立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号16番 大熊和久子君と17番 大西徳三郎君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名といたします。

配付をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

配付漏れはないと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願い申し上げます。

[開 票]

選挙の結果報告をいたします。

投票総数20票、うち有効投票数20票、無効ゼロ。

有効投票中、後藤壽太郎君11票、高橋秀和君9票でございます。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票であります。後藤壽太郎君が議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

ただいま議長に当選された後藤壽太郎君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

後藤壽太郎君は登壇し、ごあいさつをお願い申し上げます。

○新議長（後藤壽太郎君）

ただいま、たくさんの議員の皆様方に、不肖私のような者を本巣市議会議長として御推挙いただきましたことを心より深く感謝申し上げます。

また、ひしひしと責任の重さを感じているところでございます。我々20名の議員は、市民の負託を受け、そして市民のために、また本巣市のために一生懸命働くことが職務だと思っております。

私のような者ですので、なかなかひとりではできません。どうか議員各位、皆様方の絶大なる御協力をいただきまして、議会運営に邁進したいと思っておりますので、今後ともよろしく願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村重光君）

これで私の職務はすべて終了いたしました。御協力まことにありがとうございました。

新議長 後藤壽太郎君、議長席へお願い申し上げます。

[新議長 議長席に着席]

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

議事の都合により、暫時休憩いたします。開会を11時15分にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議事の進行上、ただいまより全員協議会室において全員協議会を開催いたしますので、委員会室の方へ皆様方の御移動をよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午後3時27分 再開

○議長（後藤壽太郎君）

それでは再開いたします。

日程第22 常任委員会委員の選任について

○議長（後藤壽太郎君）

日程第22、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名したいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、私より指名させていただきます。

常任委員会、総務企画委員会7名、黒田君、浅野君、若原君、後藤、上谷君、戸部君、高橋秀和君、以上7名であります。

文教福祉委員会、船渡君、臼井君、安藤君、村瀬君、瀬川君、大西君、鶴飼君、以上7名であります。

産業建設委員会6名、高田君、高橋勝美君、道下君、中村君、大熊君、遠山君、以上であります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午後3時28分 休憩

午後3時28分 再開

○議長（後藤壽太郎君）

再開します。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

総務企画委員会委員長 高橋秀和君、副委員長 浅野英彦君、文教福祉委員会委員長 安藤重夫君、副委員長 臼井悦子君、産業建設委員会委員長 道下和茂君、副委員長 高田文一君、以上のとおりでございます。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第23 議会運営委員会委員の選任について

○議長（後藤壽太郎君）

続きます。日程第23、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私から指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、指名させていただきます。鵜飼静雄君、中村重光君、高橋秀和君、安藤重夫君、道下和茂君、以上5名であります。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午後3時29分 休憩

午後3時29分 再開

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、再開いたします。

それでは、議会運営委員会の委員長、副委員長を発表いたします。

委員長 鵜飼静雄君、副委員長 中村重光君、以上であります。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

続きます。先ほどの休憩中、議会だより編集特別委員会委員の高橋秀和君、若原敏郎君、浅野英彦君、高田文一君、黒田芳弘君、以上5名から一身上の都合により辞職願が提出されました。ここで議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員辞職の許可についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 議会だより編集特別委員会委員辞職の許可について

○議長（後藤壽太郎君）

議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高橋秀和君、若原敏郎君、浅野英彦君、高田文一君、黒田芳弘君の退場を求めます。

〔19番 高橋秀和君、12番 若原敏郎君、9番 浅野英彦君、5番 高田文一君、1番 黒田芳弘君 退場〕

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員、高橋秀和君、若原敏郎君、浅野英彦君、高田文

一君、黒田芳弘君、以上5名の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員、高橋秀和君、若原敏郎君、浅野英彦君、高田文一君、黒田芳弘君、以上5名の辞職の許可については許可することに決定しました。

議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてが終了しましたので、5人の方の入場を許可します。

〔19番 高橋秀和君、12番 若原敏郎君、9番 浅野英彦君、5番 高田文一君、1番 黒田芳弘君 入場〕

それでは、ただいま議会だより編集特別委員会委員が欠けました。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 議会だより編集特別委員会委員の選任について

○議長（後藤壽太郎君）

議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

先ほど全員協議会の方において5名の選出をいたしました。議長の方から5名、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議会だより編集特別委員会委員5名を発表いたします。

5名は、高田文一君、高橋勝美君、道下和茂君、大西徳三郎君、鶴飼静雄君、以上の5名でございます。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午後3時33分 休憩

午後3時33分 再開

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、再開いたします。

委員長、副委員長の指名を議長からいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長 高田文一君、副委員長 高橋勝美君、以上です。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないものと認めます。

続きまして、本日、監査委員 大熊和久子君より辞表が提出され、議会選出の監査委員が欠けました。よって、お手元に配付のとおり、議案第60号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないものと認めます。したがって、議案第60号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第5 議案第60号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

議案第60号 本巣市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、村瀬明義君の退場を求めます。

〔11番 村瀬明義君 退場〕

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

議案の追加をお認めいただきましたので、本日提出いたしました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第60号 本巣市監査委員の選任についてでございます。本市の監査委員につきましては、議員から大熊和久子氏が選任されておりますが、大熊和久子氏から本日付で辞職願が提出され、承認いたしましたので、新たに議員から村瀬明義氏を選任するため、地方自治法第196条の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（後藤壽太郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本巢市監査委員に村瀬明義君を選任することについて同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立少数です。したがって、議案第60号 本巢市監査委員の選任については、同意しないことに決定をしました。

村瀬君の入場を許可します。

[11番 村瀬明義君 入場]

暫時休憩します。

午後3時41分 休憩

午後4時42分 再開

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、会議を再開いたします。

本日の会議は、議事の都合により延長したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、延長をいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時43分 休憩

午後4時51分 再開

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、再開をいたします。

先ほど時間延長の部分で不備がありましたので、再度申し述べます。

本日の議会は、時間延長をいたします。よろしく願いいたします。

それでは、一たん暫時休憩をいたしまして、全員協議会をこの場で開催いたします。

午後4時52分 休憩

午後4時55分 再開

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、再開をいたします。

お諮りします。お手元に配付のとおり、私はもとす広域連合議会議員を辞職しました。よって、もとす広域連合議会議員選挙を日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、もとす広域連合議会議員選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

追加日程第6 もとす広域連合議会議員選挙について

○議長（後藤壽太郎君）

もとす広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないものと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名の方法については議長が指名することに決定しました。もとす広域連合議員に大熊和久子君を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、大熊和久子君がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいまもとす広域連合議会議員に当選された大熊和久子君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

〔「議長、暫時休憩してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤壽太郎君）

暫時休憩します。

午後4時58分 休憩

午後5時04分 再開

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、再開をいたします。

お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出書が議会運営委員会委員長と総務企画委員会委員長から提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査の申出書についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないものと認めます。したがって、閉会中の継続審査の申出書についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第7 閉会中の継続審査の申出書について

○議長（後藤壽太郎君）

閉会中の継続審査の申出書についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員長から提出されました閉会中の継続審査の申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中に調査または審査する必要があるため、会議規則第104条の規定により、今定例会閉会后1年間、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、総務企画委員会委員長から提出されました閉会中の継続審査の申出書についてを議題といたします。

総務企画委員長から、地方自治法の改正に伴う本巣市議会会議規則の改正に関し、継続して慎重に協議する必要があるため、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（後藤壽太郎君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年第3回本巣市議会定例会を閉会いたします。

18日間にわたりまして大変御苦勞さんでございました。ありがとうございました。

午後5時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

新 議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員